

(案)

造林事業請負契約書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積 (ha)	請 負 予 定 数 量 (m ³)	請負 予定 単価	請負予定金額	事 業 場 所	生産完了 検査場所
森林環境保全整備事業(志賀来地区)	保護伐	53.61	4,471			志賀来国有林1047 い1林小班 外16	志賀来国有林1047 い1林小班 外16
	検知		(4,471)		請 負 金 額 円 也		
	計	53.61	4,471		(うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)		

()の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

2 事業期間

自 契約締結の翌日

至 令和8年1月9日

(ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は別紙1のとおり)

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

5 特約事項

別紙特約事項及び下記のとおり

- ・虫害時期においては、防虫対策として薬剤散布を行い製品の品質管理に努めること。
- ・特別な事情がある場合には、国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。
- ・林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運搬する時の支障とならないようにすること。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年 月 日に交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

岩手県奥州市水沢東上野町12番17号
分任支出負担行為担当官
岩手南部森林管理署長 志磨 克

請負者

(案)
製品生産及び造林事業請負契約書

発注者 分任支出負担行為担当官 ○○森林管理署長 ○○ ○と請負者 株式会社 ○○林業
代表取締役 ○○ ○とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、
並びに令和○年○月○日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事
業請負契約約款、素材の検知業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠
実にこれを履行するものとする。

案件名称	森林環境保全整備事業（○○○○○○）
案件内容・仕様	別紙契約内訳書のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期限	令和○年○月○日
契約期間	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日
納入場所・履行場所	○○山国有林○○林小班外
契約保証金	免除
備考	別紙契約内訳書のとおり

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲乙が署名を行ったものを本システムで保存し、長
期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和○○年○○月○○日

甲 分任支出負担行為担当官
岩手南部森林管理署長
志磨 克

乙
○○県○○市○○
株式会社 ○○林業
代表取締役 ○○ ○○

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力する。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

(様式6)

令和7年度 林分条件調査表

森林管理署	岩手南部森林管理署	
物件番号	1	
物件名	森林環境保全整備事業(志賀来地区)	

林小班	保安林 種別等	主要樹種	林 齢	事業区分	伐採方法	面積 ha	伐 採 率 %	平均 胸高 直径 cm	立木資材量			生産量			予定作業量																最寄り市町村からの距離 km	備 考		
									本数	材積 m³	m³/本	N m³	L m³	計 m³	伐倒 方法	数量 m³	集・造材 方式	数量 m³	小運搬巻立				森林作業造作段		林地保全		土場 作設等 h	砂利 数量 m³	薬剤散布 (ススイン) m3	鉄板 規格・枚数				
																			フォワーダ 片道運搬距離 m	グラブ付キトラフ 片道運搬距離 m	数量 m³	林地傾 斜 緩・中・急	延長 m	2種 編組 m	緑化 m²									
1047L1	水涵保	スギ	49	保護伐	列状間伐(1伐2残)	3.78	33	22	1,286	541	0.42	243	16	259	全木	541	プロセッサ	259	967	259	3,000	259	中									西和賀町役場沢内庁舎	5.5	
1047L2	水涵保	スギ	56	保護伐	列状間伐(1伐2残)	4.81	33	20	2,579	945	0.37	362	46	408	全木	945	プロセッサ	408	244	408	3,000	408	中									〃	5.5	
1047L3	水涵保	スギ	48	保護伐	列状間伐(1伐2残)	1.16	33	22	399	166	0.42	75	5	80	全木	166	プロセッサ	80	919	80	3,000	80	中									〃	5.5	
1047L4	水涵保	スギ	50	保護伐	列状間伐(1伐2残)	2.18	33	20	1,163	428	0.37	164	21	185	全木	428	プロセッサ	185	664	185	3,000	185	急									〃	5.5	
104712	水涵保	スギ	67	保護伐	列状間伐(1伐2残)	9.32	33	26	3,002	2,026	0.67	833	112	945	全木	2,026	プロセッサ	945	1369	945			中									〃	7.3	
1047か1	水涵保	スギ	46	保護伐	列状間伐(1伐2残)	1.42	33	24	596	362	0.61	155	9	164	全木	362	プロセッサ	164	248	164	4,500	164	中									〃	7.0	
1047か2	水涵保	スギ	44	保護伐	列状間伐(1伐2残)	0.70	33	24	298	179	0.60	77	4	81	全木	179	プロセッサ	81	99	81	4,500	81	中									〃	7.0	
1047か3	水涵保	スギ	44	保護伐	列状間伐(1伐2残)	1.35	33	24	572	344	0.60	148	8	156	全木	344	プロセッサ	156	393	156	4,500	156	中									〃	7.0	
1047た1	水涵保	スギ	73	保護伐	列状間伐(1伐2残)	3.17	33	22	1,159	537	0.46	168	63	231	全木	537	プロセッサ	231	1059	231	4,500	231	中									〃	7.0	
1047と	水涵保	スギ	83	保護伐	列状間伐(1伐2残)	3.51	33	22	1,569	592	0.38	200	65	265	全木	592	プロセッサ	265	677	265	3,000	265	中									〃	5.5	
1047に	水涵保	スギ	72	保護伐	列状間伐(1伐2残)	3.65	33	22	1,128	450	0.40	176	12	188	全木	450	プロセッサ	188	170	188	3,000	188	中									〃	5.5	
1047ね	水涵保	スギ	44	保護伐	列状間伐(1伐2残)	1.31	33	20	693	261	0.38	133	2	135	全木	261	プロセッサ	135	874	135	4,500	135	中									〃	7.0	
1047ら1	水涵保	スギ	44	保護伐	列状間伐(1伐2残)	4.27	33	22	1,935	712	0.37	296	2	298	全木	712	プロセッサ	298	394	298	4,500	298	中									〃	7.0	
1047ら2	水涵保	スギ	44	保護伐	列状間伐(1伐2残)	3.31	33	22	1,505	552	0.37	230	2	232	全木	552	プロセッサ	232	404	232	4,500	232	中									〃	7.0	
1047ら3	水涵保	スギ	44	保護伐	列状間伐(1伐2残)	4.52	33	22	2,054	753	0.37	313	3	316	全木	753	プロセッサ	316	664	316	4,500	316	中									〃	7.0	
1047れ	水涵保	スギ	45	保護伐	列状間伐(1伐2残)	4.72	33	20	2,509	942	0.38	481	9	490	全木	942	プロセッサ	490	432	490	4,500	490	中									〃	7.0	
1047わ	水涵保	カラマツ	69	保護伐	列状間伐(1伐2残)	0.43	33	26	144	80	0.56	22	16	38	全木	80	プロセッサ	38	495	38	4,500	38	緩									〃	7.0	
合計						53.61			22,591	9,871	0.44	4,076	395	4,471		9,871		4,471		4,471		3,526		16,065 m			14	221.0	1,000	3m×40枚 245日		砕石量内訳 C 0-80 = 110.5m³ 割棄 = 110.5m³		

1 量の端数は単位以下第1位を四捨五入し、単位止めとする。
2 面積は伐採面積とする。
3 森林作業道作設の林地傾斜欄は以下の区分とする。
 緩: 0° ～ 20°、中: 20° ～ 30°、急: 30° 以上
4 森林作業道作設の土質等欄は、作設に当たり特に留意する必要がある場合に記載する。
5 最寄りの市町村役場(支所含む)からの距離欄は、物件番号毎の代表箇所について市町村役場を記入し、距離は単位以下第1位止めとする。
6 伐採箇所、土場、森林作業道作設予定線(既設集材路含む)、編組および沢については、作業計画図に図示する。
7 その他必要な項目があれば備考欄に記載する。

請 負 事 業 内 訳 書

林 小 班	伐 区	材 種	作 業 工 程	予 定 数 量 (m3)	備 考
1047い1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	259	保護伐
1047い2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	408	保護伐
1047い3		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	80	保護伐
1047い4		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	185	保護伐
1047う2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	945	保護伐
1047か1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	164	保護伐
1047か2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	81	保護伐
1047か3		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	156	保護伐
1047た1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	231	保護伐
1047と		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	265	保護伐
1047に		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	188	保護伐
1047ね		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	135	保護伐
1047ら1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	298	保護伐
1047ら2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	232	保護伐
1047ら3		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	316	保護伐
1047れ		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	490	保護伐
1047わ		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	38	保護伐
計				4,471	

1047い1外			素材計測・ 計測検知・検尺	2,120	(1) の業務
1047い1外			素材計測・ 計測検知・検尺	345	(2) の業務
1047い1外			素材計測・ 計測検知・検尺	2,006	(5) の業務
計				4,471	

特記仕様書

1. 保安林手続き

森林作業道の作設においては、事前に GPS を用いて現地を踏査し、予定路線に印をつけたうえで、作設する路線の申請を行うこと。また、計画路線に変更が生じる場合は、計画路線の追加申請を行うこと。各月の作設状況を確認するため、毎月 5 日までに、作設した路線を記入した図面を提出すること。

契約後、入林を急ぐ場合は、当面作業予定の区域に絞って作設する路線の申請を行うこと。

2. 森林作業道の作設

伐区内において、岩石地や急傾斜地等、森林作業道を作設できないと判断される場合は、監督職員と対応を協議すること。

3. 水質汚濁低減等周辺環境への配慮

森林作業道の作設においては、なるべく沢沿いを避け、末木枝条、土砂等の流出を防ぎ、林地への分散排水により水質の汚濁防止に努めること。

やむを得ず沢を横断する場合は沢の汚濁防止措置を講じること。

4. 巻立作業における配慮

- ・完成した桧は、一つの桧積として自立し安定していること。
- ・桧と桧の間は検査に必要な間隔を確保し、木口が全て目視できる状態であること。
- ・桧はトラックが積込み出来る位置に積むこと。
- ・小運搬する場合の桧の巻立について、小運搬トラックが林道を塞いで材の運搬トラックが通行できない事例が発生しているので、巻立は林道の起点に近いところから順次行うこと。

5. 納品書等の提出

- ・敷砂利や鉄板敷設等林分条件調査表に記載している使用材料については、事業完了前までに納品書等の証拠書類を提出するものとする。
- ・土場作設のために重機を使用する際には、作業日の着手時及び終了時に表示板等に日時、作業内容等を記載のうえ、使用機械と作業場所が入った写真を撮影すること。時間管理は振動式タコメーターやアワーメーター等を用いて行い、日々の作業の開始時及び終了時に計器の数値が確認できる写真を撮影して提出すること。

6. 実行記録写真について

実行記録写真の撮影については、製品生産事業請負実行管理基準の（別表）の撮影区分及び造林事業記録写真仕様書に定められている内容について、作業の種類毎に施工前、施工中、施工後の撮影を行い提出すること。

7. アカマツの伐採について

岩手県農林水産部「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（別紙）に従い作業を行うこと。

8. ナラ類の伐採について

岩手県農林水産部「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」（別紙）に従い作業を行うこと。

9. その他

本入札公告に記載している同種の事業実績期間および事業成績評価期間については、下記のとおりである。

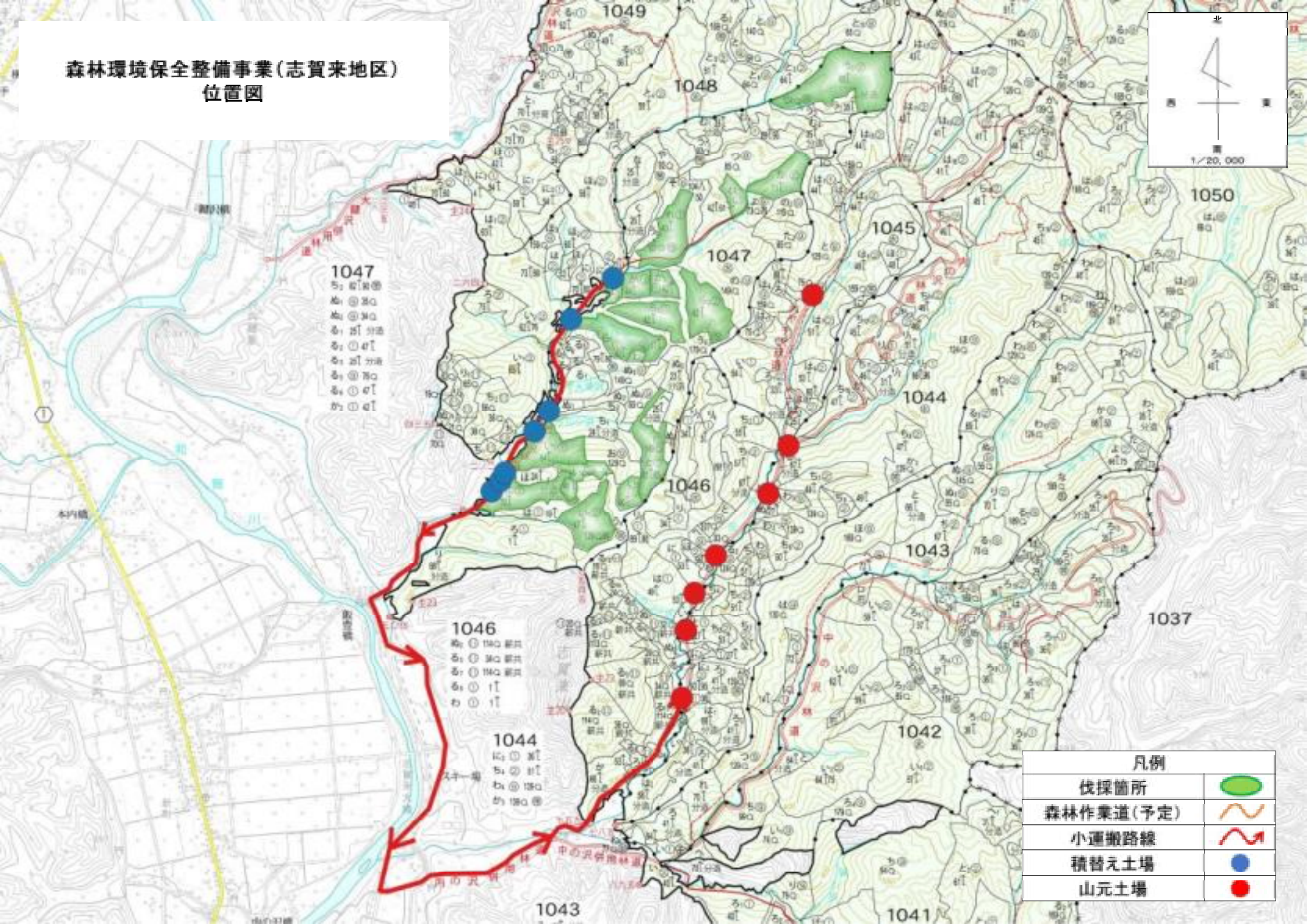
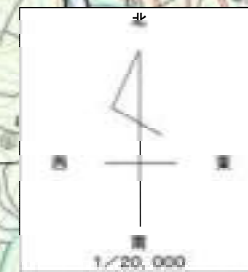
- ・ 同種の事業実績期間 平成 21 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・ 事業成績評価期間 令和 5 年度及び令和 4 年度

10. 物件ごとの特記事項

岩窓沢林道においては、民有地と国有地が複雑に入り組んでおり森林作業道の入口を選定する場合は境界をよく確認すること。

また、選定した場所は必ず監督職員又は署担当者にも確認してもらうこと。

森林環境保全整備事業(志賀来地区) 位置図



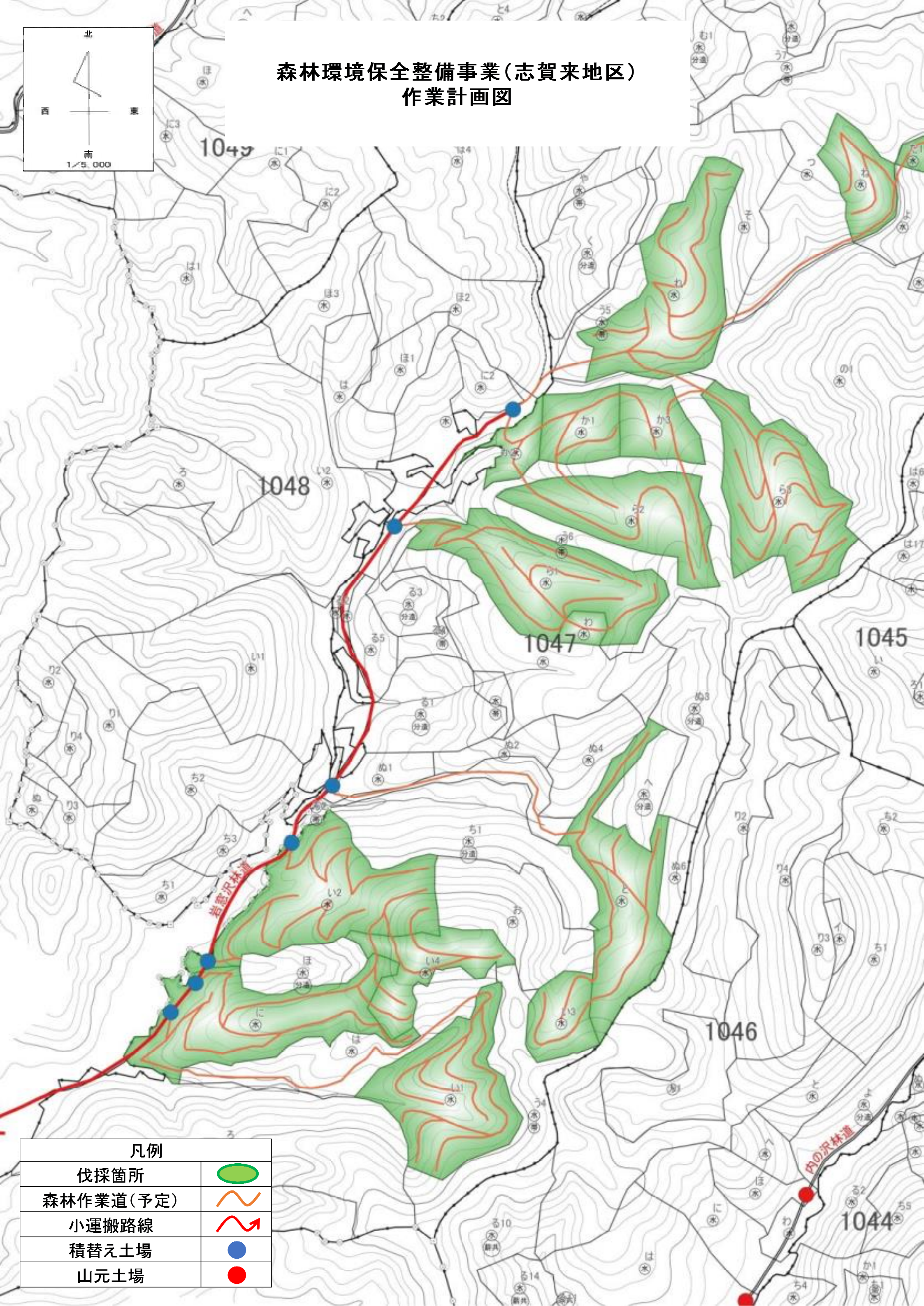
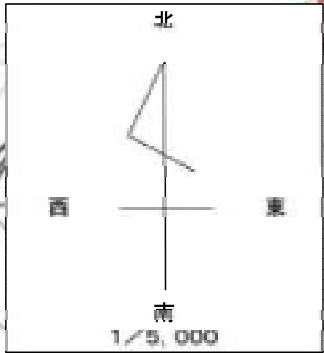
1047
 ち① 81 80
 ち② 81 80
 ち③ 81 80
 ち④ 81 80
 ち⑤ 81 80
 ち⑥ 81 80
 ち⑦ 81 80

1046
 ち① 180 80
 ち② 180 80
 ち③ 180 80
 ち④ 180 80
 ち⑤ 180 80

1044
 ち① 81 80
 ち② 81 80
 ち③ 81 80
 ち④ 81 80

凡例	
伐採箇所	
森林作業道(予定)	
小運搬路線	
積替え土場	
山元土場	

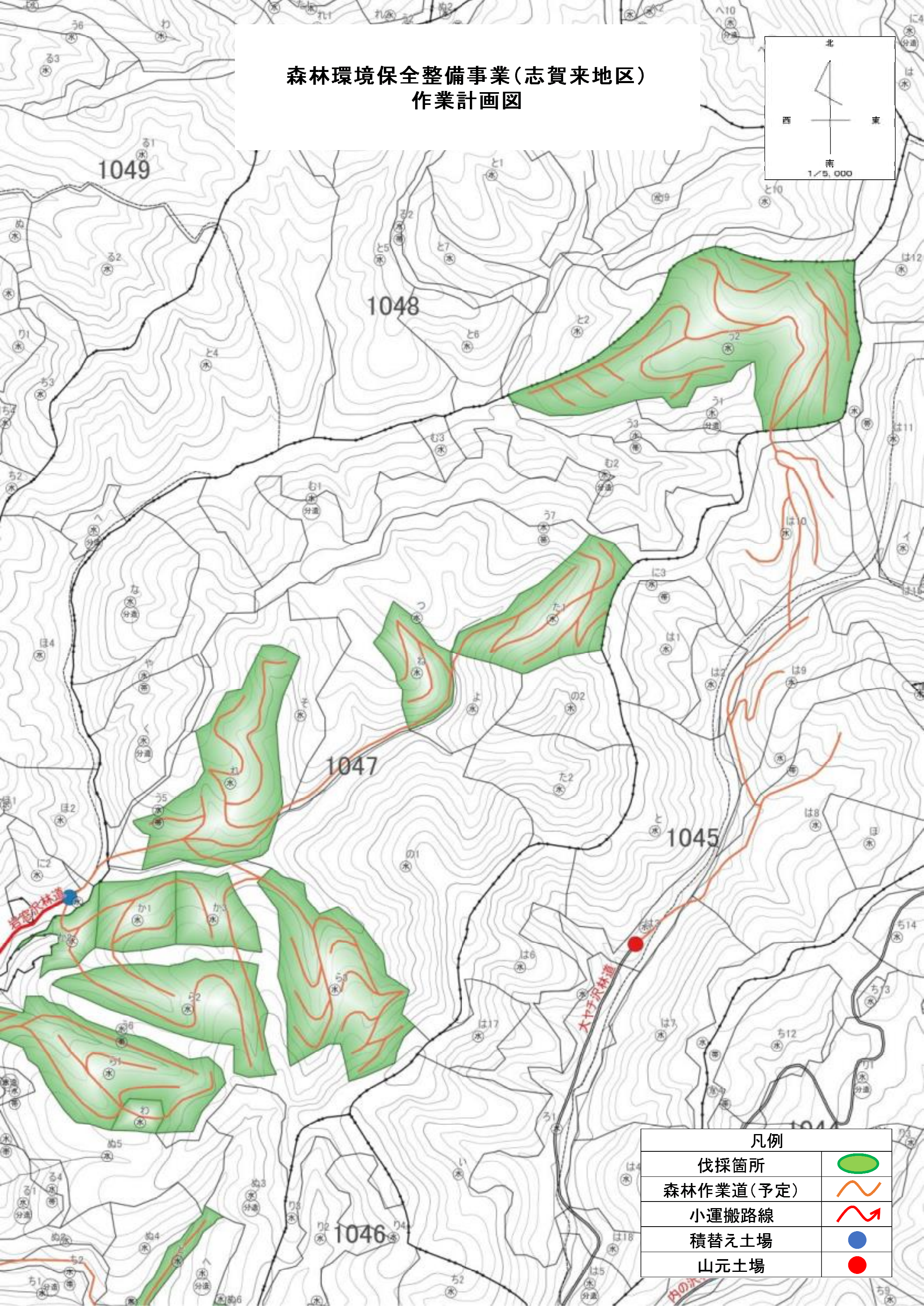
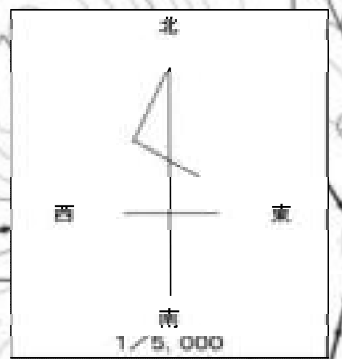
森林環境保全整備事業(志賀来地区)
作業計画図



凡例

伐採箇所	
森林作業道(予定)	
小運搬路線	
積替え土場	
山元土場	

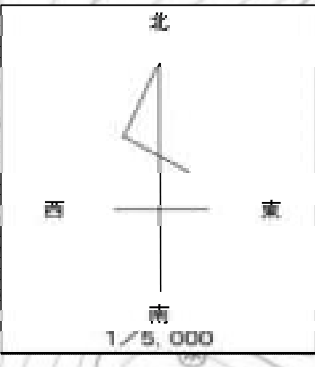
森林環境保全整備事業(志賀来地区) 作業計画図



凡例	
伐採箇所	
森林作業道(予定)	
小運搬路線	
積替え土場	
山元土場	



凡例	
伐採箇所	
森林作業道(予定)	
小運搬路線	
積替え土場	
山元土場	



森林環境保全整備事業(志賀来地区)
作業計画図